（義務表示の特例）

**第十一条**　前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

| | |
|---|---|
| 業務用酒類（消費者に販売される形態となっている酒類以外のものをいう。）を販売する場合 | 原材料名　アレルゲン　原産国名 |
| 設備を設けて飲食させる施設において、食品を製造し、若しくは加工した場所において飲食の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合 | 原材料名　食品関連事業者の氏名又は名称及び住所　原料原産地名　原産国名 |
| 容器包装に入れないで販売する場合 | 保存の方法　消費期限又は賞味期限　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称　アレルゲン（乳児用規格適用食品である旨、即席めん類に関する事項、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項、食肉製品（食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。）に関する事項、乳及び乳製品に関する事項、乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項、鶏の液卵に関する事項、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項、生かきに関する事項、ゆでがにに関する事項、魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項、ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項、鯨肉製品に関する事項、冷凍食品に関する事項、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項、缶詰の食品に関する事項、ミネラルウォーター類に関する事項、冷凍果実飲料に関する事項 |

2　設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合において、名称を表示する際には、第三条第一項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

（任意表示）

**第十二条**　食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項にあっては、業務用酒類を販売する場合、食品を調理して供与する施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）が当該食品の容器包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。以下同じ。）又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。）に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

| | |
|---|---|
| 特色のある原材料等に関する事項 | 第七条の表の特色のある原材料等に関する事項の項に定める表示の方法を準用する。 |
| 栄養成分及び熱量 | 1　たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとするときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。）の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。<br>2　別表第九に掲げる栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）を表示しようとするときは、当該栄養成分をたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。）の量並びに熱量とともに、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。 |
| ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品、食塩相当量を表示しようとするときは、食塩相当量に換算したもの。）を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。 | 1　ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に換算したものの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、当該栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量が下限値と上限値の間にあるときは、「下限値及び上限値により表示する。」と、当該栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量が下限値に満たないときは、「下限値未満である。」と、当該栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量が上限値を超えるときは、「上限値を超える。」と読み替えるものとする。<br>2　ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、「たんぱく質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分及び熱量の項の1に従い表示する。」と読み替えるものとする。一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量に係る一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と、「ナトリウムの量を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量に係る一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。 |

（表示の方式等）

**第十三条**　第十条及び前条の表示は、次に定めるところによりされなければならない。

一　邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。

二　別表第二十三に掲げる事項にあっては容器包装（容器包装に入れないで販売される業務用加工食品の場合、名称にあっては、送り状、納品書又は規格書等）に、同表に掲げる事項以外の事項にあっては容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示する。ただし、同表に掲げる事項の表示について、次の表の上欄に掲げる食品につきそれぞれ同表の下欄に掲げる場合に該当するものにあっては、送り状、納品書等又は規格書等への表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示するとともに、名称、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状、納品書等又は規格書等に表示しなければならない。

| | |
|---|---|
| 原料用果汁（その容量が二百リットル以上である缶に収められているものに限る。） | 一の授受の単位につき十缶以上を食品衛生法施行令第三十五条第十九号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合 |
| 原料用濃縮コーヒー（その容量が二十リットル以上である缶に収められているものに限る。） | 一の授受の単位につき二十缶以上を食品衛生法施行令第三十五条第十九号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販売する場合 |
| 原料用魚肉すり身（その容量が二十キログラム以上である容器包装に収められているものに限る。） | 一の授受の単位につき当該容器包装十個以上を食品衛生法施行令第三十五条第十六号に規定する魚肉ねり製品製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売する場合 |